納税者の権利は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を基本原理とする日本国憲法 から当然に導き出される権利です。

税務調査や滞納税金の徴収の現場において、基本的人権を無視した執行が行われています。 すべての納税者に、納税者の権利が保障され、税務職員にはこれを最大限に尊重すること が求められます。

世界を見渡せばOECD加盟国の中で、納税者権利憲章や納税者権利保護法がないのは 日本だけです。私たちは納税者権利憲章の制定と実効性を確保する法的な整備を求めます。

> T C フォーラム (納税者権利憲章をつくる会) 2018 年 4 月

納税者権利憲章 (案)

納税者の権利は、日本国憲法の基本原理に基づき尊重され保障されなければならない。 税務職員は納税者が納税義務を誠実に履行できるよう必要な情報と便益を最大限に提供し なければならず、納税者の権利が保護され実現されるように最善を尽くす義務がある。

この憲章は、納税者が保障されるべき権利を具体的に知らせるために制定する。 この憲章は、あらゆる機会を通じて納税者に交付される。

- 1. 納税者は、課税庁が行う税務調査、徴収等において公正かつ丁重に扱われる権利を有する。納税者の行った申告は、具体的な反証がない限り、すべて誠実かつ適正なものとして尊重される。
- 2. すべての納税者は、申告納税制度に基づき自らの計算により納付すべき税額を決定する権利を有する。
- 3. 納税者は、税法や申告に必要な事項を知る権利を有し、分かりやすい文書で、 税法や税務手続きの説明を受ける権利を有する。
- 4. 納税者は、租税の徴収及び滞納処分において生存権が保障され、その税負担を適正かつ最小にとどめる権利を有する。
- 5. 納税者は、税務調査を受ける際に、調査理由などについて、事前に文書で、 通知を受ける権利を有する。
- 6. 納税者は、自分のプライバシーを侵害されない権利を有する。
- 7. 納税者は、自らの選択により、税務調査など課税庁との対応において専門家の援助を受ける権利とともに第三者の立会を求める権利を有する。
- 8. 納税者は、違法あるいは不当な処分により権利または利益の侵害を受けることが憂慮される場合には、オンブズマンなど第三者機関に、適正で迅速な救済を求める権利を有する。